

# 富山県森林・木材研究所振興協議会規約

## 第 1 章 総 則

第 1条 本会は、富山県森林・木材研究所振興協議会(以下「本会」という)という。

第 2条 本会は、富山県農林水産総合技術センター森林研究所及び木材研究所の試験研究活動を振興し、富山県林業及び木材関連産業の発展に寄与することを目的とする。

第 3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 森林研究所及び木材研究所の試験研究の支援に関すること
- (2) 技術指導及び普及に関すること
- (3) 技術研修及び技術向上に関すること
- (4) その他目的達成に必要な事業

第 4条 本会は事務所を射水市黒河新 富山県木材協同組合連合会内におく。

## 第 2 章 会 員

第 5条 本会は、次の会員をもって組織する。

### (1) 正会員

富山県内において、林業及び木材関連事業を営み、本会の趣旨に賛同する個人、法人又は団体。

### (2) 賛助会員

富山県内外において、林業及び木材関連事業を営み、本会の趣旨に賛同する個人、法人又は団体

第 6条 会員は、定められた会費を納めなければならない。

第 7条 本会に入会しようとする者は、年会費を添えて会長に申し込み、理事会の承認を受けるものとする。

第 8条 会員が退会しようとするときは、会長にその旨を届け出て、理事会の承認を

受けるものとする。

### 第 3 章 役 員

第 9 条 役員の定数は、次のとおりとし、総会において正会員のうちから選任する。

- (1) 理 事 35名以内
- (2) 監 事 3名

第10条 本会に会長1名、副会長3名を置き、理事会において互選する。

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任することができる。

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
3. 理事は、理事会を組織し、この会の所掌事項を審議する。
4. 監事は、会計及び会務の状況を監査し、総会において報告する。

### 第 4 章 顧問、参与及び専門委員

第13条 本会の事業推進に必要な意見を求めるため、本会に顧問、参与を置くことができる。

2. 本会の事業執行について協力を求めるため、本会に専門委員を置くことができる。
3. 顧問、参与及び専門委員は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

### 第 5 章 幹 事

第14条 幹事は本会の運営に関する事務及び関係者との連絡調整に当たる。

2. 幹事は、本会の事務責任者をもって充て、会長が委嘱する。

### 第 6 章 会 議

第15条 会議は、総会及び理事会とし、会長がこれを招集し、会議の議長となる。

2. 総会は、毎年1回5月に開催し、本規約で定めるもののほか、次の事項を議

決する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開くことができる。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること
- (2) 予算及び決算に関すること
- (3) 会則の変更、その他重要と認められる議案の議決に関すること

第16条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織し、会長が招集して、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) その他本会の運営に必要な事項

第17条 本会の業務を分掌させるために、理事会の議決を得て、委員会を設けることができる。

2. 委員会に関する規程は、別に定める。

## 第 7 章 会 計

第18条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第 8 章 雑 則

第20条 この規約で定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

- (1) 本規約は、昭和54年4月 1日から施行する。
- (2) 本規約は、昭和58年7月26日から施行する。
- (3) 本規約は、昭和62年6月15日から施行する。
- (4) 本規約は、平成元年5月26日から施行する。
- (5) 本規約は、平成17年6月8日から施行する。
- (6) 本規約は、平成20年6月5日から施行する。